

# 国立国会図書館月報

稀本あれこれ-436-

A. シュラム『初期印刷の絵画的装飾』(1920-43)

- |                                 |      |
|---------------------------------|------|
| 国立国会図書館電子図書館中期計画2004            | • 1  |
| オランダ国立図書館の電子情報保存事業              | • 6  |
| 本屋にない本                          | • 12 |
| NDL news                        | • 13 |
| 国立国会図書館の編集・刊行物                  | • 13 |
| 中性紙使用率が9割に！—第17回新刊資料 pH 調査結果報告— |      |
| =収集部資料保存課                       | • 14 |
| 第16回保存フォーラム報告 災害と情報ネットワーク       |      |
| —日本における資料被災情報ネットワーク形成にむけて       | • 20 |
| 図書館員を対象とした研修事業の概要について           | • 22 |
| 研修雑感                            | • 27 |
| 館内スコープ                          | • 28 |
| 常設展示のお知らせ                       | • 28 |
| ＜お知らせ＞                          |      |
| 調査及び立法考査局刊行物の公開について             | • 29 |
| 東京本館の臨時休館等について                  | • 29 |
| 「日本法令索引」当館ホームページで公開             | • 31 |
| 月例報告                            | • 32 |
| 国際子ども図書館のページ                    | • 33 |
| What's 書誌調整？ 第8回 資料の背番号         | • 34 |

# 6

# 2004

# No. 519

# 国立国会図書館利用案内

来館利用案内（自動応答） 電話03（3506）3300（音声サービス）  
電話03（3506）3301（FAX サービス）

ホームページ <http://www.ndl.go.jp/>

利用できる人 満18歳以上の方

資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。

東京本館 〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1  
電話 03（3581）2331

## サービス時間

閲覧：9：30～17：00 即日渡し複写受付：10：00～16：00  
資料請求受付：9：30～16：00 後日渡し複写受付：10：00～16：30

休館日 日曜日、第1・第3以外の土曜日、国民の祝日・休日、年末年始、第1・第3開館土曜日の直後の月曜日（休日にあたる時はその翌日）、資料整理休館日（1・4・7・10月の第3土曜日の直前の水曜日）

音楽・映像資料室は、休館日以外に第1土曜日が休室となります。このほか登録制の一般研究室があり、19：00まで利用できます（土曜日は17：00まで）。視覚に障害がある方のご利用については、利用者サービス企画課にお問い合わせください。

2004年	7月							8月							
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
●：休館日						1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
□：資料整理 休館日	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	
□：臨時休館日	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	
	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	
	25	26	27	28	29	30	31	29	30	31					

関西館 〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台8-1-3  
電話 0774（98）1200（音声サービス）

## サービス時間

閲覧：10：00～18：00 即日渡し複写受付：10：00～17：00  
資料請求受付：10：00～17：15 後日渡し複写受付：10：00～17：45  
セルフ複写受付：10：00～17：30

休館日 日曜日、国民の祝日・休日、年末年始、資料整理休館日（第3水曜日）、特別整理期間

2004年	7月							8月							
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
●：休館日						1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
□：資料整理 休館日	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	
	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	
	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	
	25	26	27	28	29	30	31	29	30	31					

平成16年度は、10月から運用を開始する東京本館の新システムの稼働準備等のため、臨時休館等を予定しています。詳しくは29頁のお知らせをご覧ください。

A. シュラム

『初期印刷の絵画的装飾』(1920 43)



237



238



239



240



241



242



243



244

## A. シュラム

### 『初期印刷の絵画的装飾』（1920-43）

*The Illustrated Incunabula Short-Title Catalogue (IISTC)* というデータベースを検索するとドイツで印刷されたインキュナブラ（金属活字による15世紀の印刷物）が8,396タイトル見つかり、さらにその12.9%に当る1,087タイトルには何らかの絵画的装飾が施されていることがわかる。中世以来、装飾頭文字や縁飾り、細密挿図の施された写本が作られ、初期印刷本はそのデザインを真似て作られた。その絵画的装飾には木版画が使われ、美しい挿絵入り本として珍重されるものも製作されたし、プリンターズ・マークや装飾頭文字も木版で印刷された。

ドイツではウルム、ニュルンベルク、リューベック、アウグスブルクといった都市で印刷されたインキュナブラに木版画が多く使われ、J. ツァイナー、A. ゴルク、J. ベムラーといった印刷者がよく用いた。本書はドイツのインキュナブラに現れた絵画的装飾をすべて集めて複製したもので、2万2千点近くの挿画が集められている。

前頁は1472年にアウグスブルクのギュンター・ツァイナーが印刷したヤコブス・デ・テラモ『ベリアル裁判』で使われた木版画の複製である。この本は中世に非常に流布した民衆向け道徳書で110点以上の写本と40点近くのインキュナブラが知られている。ツァイナーの本は『ベリアル裁判』としては最初の挿絵入り本である。右下上図はこの本の奥付下の木版画を18世紀の書誌学者G.W.ザップが『アウグスブルク書籍印刷史』（1786）で複製したもの、右下下図は本書における複製である。上図は木版による模刻、下図は写真凸版であり、再現の忠実度の違いが見てとれる。

著者アルベルト・シュラムはチュービンゲンで神学・文献学を学んだ後、ドレスデン、ライプツィヒで図書館に勤務したインキュナブラ研究者である。本書の完成を待たずに亡くなったため、没後は完全なインキュナブラ目録作成を目指す『インキュナブラ総目録（GW）』プロジェクトの一環として編纂が続けられ、1943年に完成した。

（折田 洋晴）



Schramm, Albert (1880-1937)

*Der Bilderschmuck der Fruhdrucke.*

Leipzig: Deutsches Museum für Buch und Schrift, 1920-43. 23 v. in 9.

<請求記号 YP21-36>

## 国立国会図書館電子図書館中期計画二〇〇四

### ◆はじめに◆

当館はこれまで、平成一〇年度に策定した「電子図書館構想」に基づいて、業務や情報システムの基盤を整備し、電子図書館サービスを充実させてきました。しかし、電子情報をめぐる国内外の状況は急速に変化しつつあり、電子情報保存についての認識が高まってきたことも考慮して、平成一六年二月に「国立国会図書館電子図書館中期計画二〇〇四」を策定しました。これは、当館が今後五年程度を目標として達成すべき電子図書館サービスの具体的方向とその実現に必要な枠組みを示したものです。

この中期計画では、インターネットを介したサービスの拡充・強化に向けて、電子図書館サービスの中核的機能および電子図書館のコンテンツ整備を策定範囲としています。当館は、国会、行政司法各部門、図書館、一般利用者を対象としたサービスを行っていますが、この計画は、すべての利用者を対象とした電子図書館サービスの共通基盤となるものです。ここにその内容を紹介します。

### ◆計画策定の背景◆

情報通信技術の発達により、現在では人々のさまざまな活動がコンピュータと情報通信ネットワークに深く依存するようになってきています。政治、経済、文化、社会等のあらゆる領域で情報が電子的に生産・流通・利用されており、デジタル情報が社会的基盤として重要となっており、デジタル情報に関する国際情勢を見ると、昨年一〇月のユネスコ第三二回総会において「デジタル遺産の保存に関する憲章 (Charter on the Preservation of the Digital Heritage)」が採択されました。この憲章では、インターネット情報を含め、現代社会において重要な電子情報の保存が保証されていない状況にかんがみ、各国政府において、問題意識の喚起と保存のための取組みが必要だということを宣言しています。また、各国の国立図書館・議会図書館においても、デジタル情報の収集・蓄積・保存が喫緊の課題として認識され、取組みがなされています。

国内について見れば、平成一二年度末に政府において「Japan 重点計画が立案され、「美術館・博物館、図書館等

の所蔵品のデジタル化、アーカイブ化」が推進されています。こうした情勢の中で、関西館開館（平成一四年一〇月）を機に電子図書館サービスを大幅に拡充した当館に対し、一層の役割を期待する声が高まっています。

#### ◆平成一五年末までの到達点◆

当館の電子図書館サービスのうち、平成一五年末までの到達点は、概括して次のとおりです。

#### 【デジタル・コンテンツの構築と提供】

当館は蔵書の電子化を推進し、「近代デジタルライブラリー」として明治期刊行の和図書五万冊（約六〇〇万コマ）、貴重書等の画像情報三万三千コマを作成し提供しています。児童書についてもデジタル・ライブラリー等のコンテンツを公開しています。

国会サービス関係の分野では、衆・参両議院と協同して実施している国会会議録のフルテキスト・サービスのほか、国会WANを通じて当館作成資料等の電子的提供を行っています。

また、電子展示用のコンテンツを順次作成し、「日本国憲法の誕生」「日本の歴」「絵本ギャラリー」等七種を提供しています。

#### 【ウェブ・アーカイビングと提供】

当館はインターネット上の情報資源の収集・保存・提供実験を行っています。電子雑誌、政府コレクション、協力

機関コレクションについて、個別に著作権者の許諾を得た上で、これらを収集し、提供しています。

#### 【資料に到達するための情報】

当館所蔵資料の書誌情報として、それまでのWeb・OPACに替わり、平成一四年一〇月に国立国会図書館蔵書検索・申込システム（NDL・OPAC）の提供をインターネットで開始しました。現在、「雑誌記事索引」を含め一、〇〇〇万件以上の書誌情報を公開しています。NDL・OPACでは資料の利用可否情報を提供するとともに、遠隔地から直接複写・貸出し等の申込みを可能としました。また、都道府県立図書館等の和図書の総合目録、児童書の総合目録、新聞の総合目録等も提供しています。

当館が所蔵していない外部資源へのナビゲーションに関しては、機械的に収集不可能なインターネット情報資源のうち、とりわけインターネットで提供される情報の大半を占めるデータベースについて、データベース・ナビゲーション・サービス（Dnavi）という名称のポータル・サービスでその入り口に案内しています。

#### 【当館のホームページの充実】

当館ホームページを平成一四年一〇月に刷新し、電子図書館サービスの一般利用者向けの窓口としてご利用いただいています。

#### 【研究開発】

電子情報の保存についての調査研究および全国の図書館

等との協同事業として、レファレンス・サービスのシステム化と各館で作成した事例データ等のデータベース化を研究開発事業として実施しています。

以上のように、当館は一定の成果を上げながら電子図書館構想を実現してきています。特にデジタル・コンテンツの構築と提供には、高い評価を得ているところです。

#### ◆ 中期計画策定にあたっての考え方 ◆

中期計画は、当館がこれまでの事業を継続すると同時に、国会の図書館として、また、我が国唯一の国立図書館として、次の認識を重要視して電子図書館サービスをさらに推進することを目的として策定しています。

第一は、情報通信ネットワークを活用することによって、時や場所に制約されることがなく、当館のサービスの利用機会を格段に広げることができること。第二は、国内外の動きや情報環境の変化の中で、デジタル情報の収集・組織化・保存・提供の重要性が高まっていること。第三は、当館の電子図書館サービスを充実するためには関係諸機関との連携協力が不可欠であり、当館の目指す方向を明示し、関係諸機関の理解を得ることが重要だということです。

#### ◆ 電子図書館サービスの目標 ◆

当館の目指す電子図書館サービスの大きな目標は二つで

す。一つは、デジタル・コンテンツを広汎な利用者に提供するために、当館は国のデジタル・アーカイブの重要な拠点となるということ。もう一つは、国内外の多様な利用者層の需要に応じ、日本のデジタル情報全体へのナビゲーションを行う総合サイトを構築することです。

#### 【デジタル・アーカイブの構築】

まずデジタル・アーカイブの構築としては、当館資料の利用における地域間格差を改善し、利用者の利便性を高めるために当館所蔵の資料の電子化を推進します。また、オンライン系情報資源を広く収集し、消失を防ぐとともに、永続的な利用確保に力を注ぎます。

前者については、これまでの事業を継承・拡充し、国の文化財としての図書館資料の価値、利用者ニーズ等を選定基準として、著作権法に従い、図書等をデジタル化し提供します。

オンライン系情報資源の収集では、消滅するおそれのあるインターネット上における情報のうち日本から発信される情報を、収集すべき選択基準や保存・管理・提供の基準を設けて制度的あるいは選択的に収集します。制度的収集については、平成一四年三月に館長が納本制度審議会に、日本国内で発行されるネットワーク系電子出版物の発行者等への義務付けを伴う収集の範囲や方法について諮問しました。この答申は今年末に得られる予定です。

オンライン系情報資源の収集では、大きく分けて二つの

方法で収集を考えています。一つは「NDLウェブ・アーカイブ」と仮称しているもので、インターネット上のウェブ情報を、可能な限り発信時と同様な構造をもったウェブ・アーカイブとしてサイト単位に収集し、時系列的認識が可能な形で蓄積・保存・提供するものです。もう一つは「オンライン・デポジット」と仮称しているもので、インターネット等のネットワーク上で提供される情報資源のうち、深層ウェブなど機械的に収集が困難なものや、知的な著作単位で取り扱うべき情報資源を対象として、個別に収集・組織化・保存・提供するものです。

当館が集積し、構築するデジタル・アーカイブは、国の電子情報の保存庫と言うべきものです。そのため、データの長期保存や同一性保持のための識別子、アクセスや保存のためのメタデータの付与などが必要となります。

#### 【情報資源に関する情報の充実】

既存媒体資料との整合性に留意しつつ、デジタル・アーカイブの個々の情報に到達するための手段や情報の充実を図ることも重要です。また、全文検索等の検索手段を充実させること、主題情報に関しては、資料の解題情報や紹介、参考情報などを充実させることも大切です。

例えば、当館が集積し、構築するデジタル・アーカイブを利用者が的確に利用できるようにするため、適切な検索インターフェースを整備します。また、全文検索、知的概

念検索等、新しい検索インターフェースにも十分配慮します。そのために必要な辞書等を用意します。

情報資源探索の利便性を図るため、デジタル・アーカイブに係るアクセスポイントや参考情報、レファレンスツールを充実させます。

貴重な情報資源を共有し、情報資源への興味を発掘するために、デジタル・アーカイブの一部を編集・編成し、解題等を付した電子展示会を継続して行います。

#### 【デジタル・アーカイブのポータル機能】

当館ホームページは当館の公的な窓口ですが、これとは別に利用者の必要とする情報をワンストップで入手できる窓口を構築します。これは、当館のデジタル・アーカイブにとどまらず、国等の公的機関を中心とした電子的情報資源や情報提供サービスに利用者適切に案内するものです。ここで想定する機能としては、次のものがあります。

・ デジタル・アーカイブやOPACなどの情報資源を効果的に検索することを可能とするための統合的な検索機能

- ・ 利用者が主題に沿って系統的に情報資源を発見できるように案内するサブジェクト・ゲートウェイ
- ・ 情報の探し方を利用者にオンラインで案内するオンライン・チュートリアル

今後、当館および国等の公的機関を対象とした「日本の



デジタル・アーカイブ・ポータル」(仮称)を構築する予定ですが、その次の段階として、他の機関のウェブ・アーカイブ構築の動向を見つつ、日本全体のウェブ・アーカイブのポータル機能の構築も目標としています。

#### ◆実現に向けて◆

以上説明した電子図書館サービスの目標を実現するためには、体制構築、関係機関との協力、調査研究開発の枠組みが必要となります。

例えば、デジタル・アーカイブを共有し、活用するためには、国際的な共通仕様に留意し、当館と関係機関との間での相互運用性を確保することが必要です。とりわけメタデータや長期保存・提供に関する国内および国際的な技術標準を重視すること、また、任意の機関が、さまざまなデジタル・アーカイブを用いて、その利用目的に応じて付加価値を高めたコンテンツ提供が可能となるように、手続きの共通化を図らねばなりません。また、ポータル構築の基盤として、さまざまな情報提供機関からメタデータを収集し利用する共通の枠組みを設け、実装・利用の推進を行うなど、技術的問題の解決に向けた関係機関との協力が不可欠です。

また、制度的枠組みとして、デジタル・アーカイブの構築や保存・提供における権利処理、法的条件の整備を図る必要があります。関係府省等と協議しつつ、取り組みます。

なお、システムを構築し、運用段階に入っても、関係機関との間で、ポータル機能等の運用に係る協力および継続した調査研究等の協力を行うことが重要です。

当館においては、オンライン情報資源の収集から提供にいたる業務を新たな業務として定着させ、また、制度や技術的な観点からの蓄積・保存・提供の継続的な調査研究体制を確立することも大きな課題です。

#### ◆最後に◆

以上のように「国立国会図書館電子図書館中期計画二〇〇四」では、ネットワーク系の電子情報収集に本格的に着手することを大きな柱としています。しかし、これからはさらに大きな課題に直面します。それは、電子情報ととりまく環境が日々変化し、電子情報の様式やハードウェアなどが数年のうちに廃れてしまうことにどう対処するかということ です。これが電子情報保存の問題の本質と考えられます。これは図書館だけの問題ではなく、私たちが日常利用している電子情報を、将来にわたって利用したいと考えたときに突き当たる現代人全体の課題といえるでしょう。

なお、国立国会図書館のホームページに、電子図書館中期計画二〇〇四全文を掲載しています。

([http://www.ndl.go.jp/aboutus/eiib\\_plan2004.html](http://www.ndl.go.jp/aboutus/eiib_plan2004.html))

(総務部企画・協力課電子情報企画室)

# オランダ国立図書館の電子情報保存事業

平成一六年三月三日、「オランダ国立図書館の電子情報保存事業」と題する講演会を当館で開催した。講師は、オランダ国立図書館情報技術・施設管理部長ヨハン・ステーンバックス (Johan Steenbakkers) 氏、同研究開発課長ハンス・ヤンセン (Hans Jansen) 氏、同研究開発課電子情報保存担当官ヒルデ・ファン・ウインハーデン (Hilde van Wijnarden) 氏の三名である。

本誌巻頭記事のとおり、当館では「電子図書館中期計画二〇〇四」を策定し、電子図書館サービスの方向を示したところである。電子情報保存のシステム開発に取り組んでいるオランダ国立図書館から専門家を招き、関係職員の知識向上を図り、相互の経験を交換した。以下に講演会の要旨を紹介する。

## オランダ国立図書館における電子情報保存事業の概要

### ハンス・ヤンセン 研究開発課長

オランダ国立図書館はヨーロッパにおける中規模の国立

図書館の一つで、一七九八年に設立されました。二〇〇四年の年間予算は、およそ三、七〇〇万ユーロ(約五〇億円)で、職員数は約二六〇人です。

ほとんどの国では、出版者が一定の部数を国立図書館に納本することは法律上の義務となっています。しかし、オランダには、法定納本制度はなく、出版社や出版社の組織と自発的な協定を結んでいます。出版社との協力関係の歴史は古く、納本率が低いということはありません。

約一〇年前、私たちは出版市場が電子出版に向かって動き始めたことに気づき、私たちの政策や業務プロセスをこれに適応させる必要があると考えました。一九九四年に納本寄託業務を電子出版物にまで拡張することで主務省と合意しました。そして、電子出版物の収集・蓄積のために、出版社の協力を取り付けたのです。

同時に、電子情報を扱うシステムの研究・開発にも取り組んできました。その第一は、NEDLIB (Networked European Deposit Library) (注1)です。オランダ国立

図書館がプロジェクトの中心となり、欧州委員会から補助金を得ました。ヨーロッパの国立図書館が参加し、電子データベースのガイドラインを作りました。

第二は、技術的なシステムの開発です。強力な技術協力者を見つけるため、一九九九年にヨーロッパでの入札を行いました。私たちは、OAIS (Open Archival Information System) 参照モデル注②) を使った、できる限りオープンなシステム構築を切望していました。

IBMが私たちにとって最もよいパートナーであると判明し、彼らと契約しました。システム開発と並行してNEDLIBのガイドラインに従った保存管理機能要件について共同研究を行うこととしました。

二〇〇二年一二月に、IBMはデジタル情報のアーカイブシステムをオランダ国立図書館に納入しました。そのシステムはDIASという商品名で市場において入手可能です。二〇〇三年一月に、オランダ国立図書館はe-Depotと名づけた業務を開始しました。

e-Depotの具体的内容は、電子ジャーナルの収集です。オランダ国立図書館はエルゼビアやクルワーのような国際的出版社と、出版物の長期保存・蓄積実現の協定を結びました。

職員が管理しているアーカイブ環境(電子書庫)に、CD-ROMウェブなどのオリジナルな出版環境からコンテンツを移しています。この作業をマイグレートと呼びま

す。

電子情報を永続的に利用可能にするには、たゆまぬ研究・開発が必要です。フォーマット、OSやアプリケーション・ソフト、ハードウェアは常に改廃し、古くなると使われなくなっているからです。オランダ国立図書館は、長期にわたってこの問題に取り組む準備をしています。

現在、e-Depotの業務は、収集整理部門で運用しており、永久的なアクセス保証に関する研究開発は研究開発課の電子情報保存部門が担当しています。

みなさんの中には私たちの事業が野心的過ぎると思う方もおられるかもしれません。しかし、私は、この事業に各国の国立図書館が取り組むべきであると確信しています。私たちの科学と文化の記録への永続的なアクセスを保証する国際的基盤の構築のため、ともに協力いたしましょう。

電子情報の持続性の問題と関係機関の協力について

ヨハン・ステーンバックス 情報技術・施設管理部長

科学技術に関する研究の出版物の多くは、今日電子的形態で出版されています。電子出版は便利な反面、危うい側面を持っています。第一に、印刷から電子出版へ移行していくことの影響、特に科学的研究成果の保存に与える影響です。第二は、電子出版へ移行していくことは、新しい方針、技術、基盤を必要とします。図書館では、印刷された出版物のファイルを保管することによって科学の成果

を保存してきました。図書館は電子情報についても同様の役割を担えるでしょうか、そして担うつもりでいるでしょうか。第三に、電子出版を持続的に利用可能にすることは大変むずかしい問題です。

### 【電子情報の持続性の問題】

印刷された出版物は手で持つことができる物質的なオブジェクトです。反対に、電子出版物は「デジタルのオブジェクト」です。印刷された出版物は人間の目で読むことでアクセス可能ですが、電子出版物の情報を読むには、特別な仕組み(ソフトウェアとハードウェア)が必要です。

電子出版物に関する脅威を見てみましょう。第一に、電子出版物の物理的な媒体は、紙または羊皮紙より速く劣化するでしょう。それより前に、記録技術が時代遅れになるでしょう。第二に、デジタル・オブジェクトに含まれる情報にアクセスするための機能の消失があります。

私たちがこれらの脅威に対応できれば、未来の利用者のために「科学の記録」を残すことができます。今、対応しない限り、電子情報の持続性は深刻な問題となるのです。

### 【誰が協力関与すべきか】

電子情報の持続性は複雑な問題なので、複数の団体が協同しないと対処できません。一つは保存機関で、国立図書館が代表的なものです。情報を長期間保持することは国立図書館の核となる業務です。

政府は、適切な方針と法律を整備し、資源を割り当てていくべきです。

出版社はすでに、出版物の永久的なアーカイブを実現することに責任があると感じていて、行動しようとしています。その態度は、永久的な入手可能性の保証を要求する顧客からの圧力によって促進されています。

永久的なアーカイブには、新しい標準と技術を開発するIT産業のキープレイヤーとの綿密な協力も必要となるでしょう。

また、国際的組織からの支援も必要です。欧州委員会、欧州理事会、ユネスコがすでにこの問題に関与していて、いくつかの事業を行いました(注3)。

国立図書館の役割に焦点をあててみましょう。デジタルの世界で国立図書館の役割を考慮するならば、「安全な場所戦略(Safe Place strategy)」が有効です。すなわち、



左からファン・ウィンハーデン氏、ステーンバックス氏、ヤンセン氏

- ・永久的なアクセスを保証しようとする出版物に、安全な環境を提供するデポジット・システムを構築する。
- ・将来にわたって、確実に出版物を利用することができるようにする。ソフトウェアは電子出版物と同様の方法で保存することができるが、ソフトウェアが動くためのハードウェアはいずれ壊れるか、時代遅れになってしまう。
- この問題は、元のハードウェア向けに開発されたソフトウェアを、他のハードウェアで動かすことのできるように別途作成（エミュレート）することによって解決できる。
- 電子出版物の収集に関して、オランダ国立図書館と出版社が協調する目的は次の六つです。
  - ・永久保存の保証
  - ・保存機関との関係構築
  - ・完全性確保
  - ・永続的利用の保証
  - ・（以前の）顧客のホスト役
  - ・緊急時のホストアクセスの提供
- また、情報通信技術関連企業や研究所の協力も大事です。その役割は、次のとおりです。
  - ・具体的で耐久性のあるデポジット・システムの実現
  - ・電子図書館やネットワークの基盤におけるそのようなシステムの実装の援助
  - ・保存と永久的なアクセスのための具体的な技術開発

オランダ国立図書館は現在、IBMおよびRAND研究所の協力を得ています。

電子情報の保存の問題は、多大の努力、そしてグローバルなレベルでの複数の団体の協力によってのみ実現できることを繰り返し申し述べておきます。

#### e-Depotの業務手順と電子情報の再現性保証の取組み

ヒルデ・ファン・ウィンハーデン電子情報保存担当官

#### 【e-Depotの業務手順】

オランダ国立図書館の電子情報保存システムDIASは当初一二テラバイトの貯蔵量を持ち、五〇〇テラバイトまで拡張可能です。DIASを使ってオランダ国立図書館はe-Depotと名づけたサービスを運用しています。その業務手順は次のとおりです。

- ・電子出版を受け入れて、前処理する（デジタル情報の内容を処理し、受け入れる手順はロードと呼ぶ）。
- ・識別子を特定したり、生成する。
- ・出版物を検索する。
- ・ユーザを識別し、認証し、認可する。

現在、二つのタイプの電子出版物をe-Depotに保存しています。CD-ROMのようなオフライン・メディアと、電子ジャーナルのようなオンライン・メディアの二種類です。オフライン・メディアの受け入れは手動で実行され、時間がかかるプロセスです。

まず、CD-ROMは、ビューアまたはメディア・プレーヤーのような付加的に必要なソフトウェアを含めて、完全にインストールされます。CD-ROMからのすべてのファイルはレファレンス・ワークステーション (Reference Workstation : RWS) にコピーされ、スタンドアロンで閲覧できるようにされます。OSも一緒にセットで保存することによって、CD-ROMは未来の条件下でも、作動が保証されるのです。

二番目のタイプは、オンライン・メディアです。これらの出版物は、磁気テープあるいはFTPによってオランダ国立図書館に送られます。そして、メタデータと一緒に出版社提出パッケージ (Publisher Submission Package : PSPs) としてまとめ、DIASによって処理されます。DIASではコンテンツとメタデータの両方を取り入れ、そして全国書誌番号を付与し、出版社のメタデータをオランダ国立図書館の内部的フォーマットに変換します。出版社のメタデータを使うことで、労力の要る作業が回避されるのです。

現在、電子ジャーナルの大部分はPDFフォーマットで渡されています。e-Depositは、複数のファイル形式を受け入れ、処理することができます。ちょうど今、私たちはXML形式での送付をエルゼビアと議論しているところです。XML形式で保存したとしても、著作者が意図した記事の外観を含め正確に表現されるということを著作者に示し、

信頼してもらわねばなりません。

インターネット上のリソースの収集には、現段階では、高い優先順位をおいています。それは、国のデポジット・ライブラリとしての私たちの能力に関係があります。ウェブ出版物は、メタデータを自動的に送付してもらえないという問題を抱えています。またセレクションも問題となります。つまり何を収集し、何を収集しないかです。

#### 【オランダ国立図書館の保存戦略】

まだ見ぬ将来のために、オランダ国立図書館は、出版社によって寄託されたままに電子出版物を保存し、アクセスを提供するという選択をしました。私たちの目的がオリジナルな出版物を提供しようとする事なので、「エミュレーション」が主要な戦略となるでしょう。エミュレーションとは、一つの技術を別のもののように振舞わせるソフトウェアを使うことです。電子情報保存の文脈では、ソフトウェアが、未来のコンピュータプラットフォームを現在のもののように作動させるように作られることを意味します。

エミュレーションは、高価で、高い技術を要し、労力がかかるという点で批判もあります。しかし、現在エミュレーションの具体的方法は何も試されていませんし、将来のコストもまだ予測できません。

中間的な解決策は、どのような未来にでも適用可能なバーチャル・コンピュータの使用でしょう。普遍的仮想コンピュータ (Universal Virtual Computer : UVC) (注4) はIB



講演会風景

Mによる概念で、私たちは電子情報保存の分野で初めて稼働させるUVCアプローチに取り組んでいます。二〇〇四年三月には、保存されたファイル形式などを記したメタデータを管理するシステムと、画像のためのUVCが納入されます。これらはまもなくe-Depositに組み込まれるでしょう。

e-Depositを構築するという実用的なアプローチにより、私たちは前進することができました。解決策を探り、図書館で実践することが、何が効果的かを調べる唯一の方法と考えます。

### 意見交換会、懇談会

三月五日に、O A I S参照モデルについて、オランダ国立図書館の三名と当館関係職員との意見交換会を行った。また、同日、当館幹部職員との懇談会を行った。懇談会では、電子情報保存事業の業務体制、出版社との調整、ウェブ・アーカイビン

グに向けての課題といったテーマについて意見を交換した。当館の今後の電子情報関係業務の組み立てに大いに資する講演会、懇談会であった。

注1 オランダが中心となって推進したヨーロッパの納本図書館間の国際協力プロジェクトで、一九九八〜二〇〇〇年の三年間実施された。保存用メタデータやウェブ・ロボットの開発等に積極的に取り組んだ。http://www.kb.nl/coop/netlib/参照。

注2 デジタル情報の長期保存システム構築に関する有力な指針として提案された機能的参照モデル。アーカイブの責任、「情報パッケージ」（保存対象となるデータを関連するメタデータと組み合わせるもの）の概念、機能エンティティとそれらの相互関係、保存に関する戦略、さらにはアーカイブ間の連携に至るまで詳細に論じたもの。

注3 EC, experts report: "Preserving Tomorrow's Memory" (2002) EU Council resolution: "Future of European Cultural Cooperation" (2002) UNESCO: *Charter & Guidelines for the Preservation of the Digital Heritage* (2003)

注4 次世代のマシン上でも動かすことのできるプログラムを開発するために特別に設計された仮想マシン。

(まとめ 総務部企画・協力課電子情報企画室)

## 本屋にない本

国立国会図書館は、法律によって定められた納本制度により、日本国内の出版物を広く収集しています。このコーナーでは、主として取次店を通さない国内出版物を取り上げて、ご紹介します。

### 近代日本を拓いた物理実験機器 三高

コレクションと物理学教科書から探る

京都大学総合博物館編・刊 (〒606-8501 京

都市左京区吉田本町) 二〇〇二・一〇

五六頁 A4 (MCGI-H)

日本における西洋科学の導入といえは、杉田玄白らに代表されるような蘭学者たちの市井の学問から、幕末、明治初期の洋書調所や開成学校といった旧幕府系の教育研究機関を経て、東京(帝国)大学へという形で制度化され、発展していった、という流れで捉えるのが、最もわかりやすい見方だろう。しかし、江戸・東京を中心としたこうした視点からは、明治初期に「舎密局」(舎密)は化学のこと)と呼ばれる自然科学の教育・研究機関が大阪や京都に設立され、オランダやドイツから教

官が招へいされたことや、京都で島津製作所が理化学機械製作業として産声をあげたことなどは、抜け落ちてしまう。

本書は、その抜け落ちてしまう部分を、「三高コレクション」の物理実験機器と、その実験機器に対応したその時代の物理学の教科書という視点から取り上げた、京都大学総合博物館による特別企画展の図録である。ここでいう物理実験機器は、おもに教育用に製作されたもので、実験を通して学生に物理学の原理を教えることを目的にしている。日本の近代化を担った科学者・技術者たちは、こうした実験機器を通じて、科学知識を身に付けていったのだ。

ちなみに、「三高」とは、現在の京都大学総合人間学部の前身である教養学部のことさらに遡ると大阪の舎密局に遡ることができるとは、この間の組織の変遷、大阪から京都への移転などの経緯は複雑で、本書ではさわりしか書かれていない。『京都大学百年史総説編』(FB23-G380)と照らし合わせながら本書を見ると、それぞれの実験機器が、様々な組織の変遷を乗り越えて、現在まで残されたこと自体に感動を覚えてしまう。

ところで、現在の高校教育のイメージからすると、高校で「物理実験機器」を用いた「実験」が行われるということに違和感があるかもしれない。しかし、「三高」が後に京都大学教養学部にも再編されることからわかるように、旧制高校では、現在の大学の前期課程にあたる高度な教育が行われていた。本書には、教師として京都帝国大学物理学科の卒業生であり後に京都帝大教授となる水野敏之丞を招へいたことや、同じく後に京都帝大教授となる村岡範為が三高教授時代にレントゲンのX線発見を受けてX線実験に取り組んだことなどが紹介されている。数々の実験機器、教科書の図版や、教師の肖像をじっくりと眺めれば、研究者として物理学の最先端を追う教授陣が、様々な実験機器を用いて、学生たちに物理学の様々な原理を解説している姿が浮かんでくる。

本書で紹介されている実験機器類は、ドイツ、イギリス、アメリカ、フランスなど世界各国で製作されている。もちろん中には日本国内で製作されたものもあり、特に目立つのは、冒頭に触れた島津製作所によるものだ。島津製作所といえば、初代島津源蔵が明治一〇年に軽気球を飛ばす実験に取り組んで成



功したエピソードなどで知られ、近代日本における自然科学普及史では欠かせない存在である。新しいところでは、二〇〇二年のノーベル化学賞受賞者を出したことも話題となった。欧米の実験機器とともに、その島津製作所が製作した実験機器の図版が少なからず収録されていることも本書の魅力の一つだろう。『科学とともに百二十年 島津製作所の歩み』(DH23-G72)など、島津製作所の社史と併せて見れば、興味も倍増である。

解説などは簡略で、詳細な歴史的背景などは別の資料で補わなければならないという弱点はあるが、その分、見やすく大きな活字で組まれている上に、英語解説も加えられている。また、実験機器だけではなく、その発注書など関連する文書も紹介したり、記述に納入価格を加えるなど、その機器を多角的に捉える視点を提供している点も興味深い。大学に残され、伝えられた様々なモノに、新しい意味と価値を与え、次の世代に残していくことは、大学博物館の一つの役割だと思われるが、本書は、東京中心に語られがちな自然科学受容・教育の歴史に別の視点を与えることで、それに成功しているといえるだろう。

(おおばとしゆす)  
**大場 利康**

## NDL news 当館の最近の動き

### 平成一六年度第一回中央館・支部図書館協議会の終了について

平成一六年五月二四日午後二時から三時五分まで、国立国会図書館(東京本館)において標記協議会を開催した。出席者は代理を含め支部図書館長二四名および総務部長をはじめとする当館職員であった。

議題の「平成一七年度国会図書館支部庁費予算概算要求(案)について」では、①平成一七年度支部庁費予算概算要求において、オンライン電子情報として人物情報のコンテンツ導入に係る経費につき全館統一要求を行うこと、②平成一八年度以降の要求に向けた取組みとしてオンライン電子情報の段階的整備に必要な支部庁費予算の増額につき検討を進めること、について提案を行い、①②とも了承された。各館からは、電子化の進展が著しい中で、全館統一してオンライン電子情報導入のための経費を要求する意義は大きい、人物情報は利用価値が高く有効である、平成一八年度以降の検討においても共通したニーズに対応するコンテンツの選定を要望する、等の意見が出

された。

また、報告では、平成一六年四月から稼働を開始した国立国会図書館中央館・支部図書館総合システムの現況、支部図書館各館における電子化の実施計画等について説明を行った。

### 国立国会図書館の編集・刊行物

レファレンス 第六四〇号 A 4

九三頁

■ アメリカ連邦議会上院における立法手続  
■ 国際刑事裁判所規程履行のための各国の国内法的措置  
■ NPO 税制の概要と課題

■ 裁判員制度―主要論点に対する各界の提案・意見(資料)

月刊 税・送料込み 八三二円(有)

入手のお問い合わせ

(有)有隣堂印刷(株) 140-0004 東京都品川区南品川六丁目二〇番五号 TEL 03-3547-7979 FAX 03-3547-7972

特に記載のないものは税込価格です。

# 中性紙使用率が九割に！

## —— 第一七回 新刊資料 pH 調査結果報告 ——

### 収集部資料保存課

はじめに

酸性紙問題が、わが国で提起されてから約二〇年が経つ。酸性紙とは、洋紙の製造工程で加えられる薬剤により酸性を示す紙のことである。紙中の酸が紙の繊維の劣化を早め、書物を崩壊させる（写真）ことがわかり、この問題は、酸性紙問題として、各方面の関心を集めた。その後、図書館界の内外で、多くの資料保存関係者が、寿命の永い中性紙の重要性を訴えてきた。幸い出版・製紙業界の理解と協力も得られ、書籍用紙の中性紙化は順調に進んでいる。当館でも、一九八六年から中性紙の普及状況を調査し、調査結果を公表することで、保存性の高い中性紙（注一）やパーマネットペーパー（注二）の生産・使用を呼びかけてきている。



中性紙使用率調査は、第一回（一九八六年）から第一〇回（一九九五年）までは官庁出版物と民間出版物の図書を対象に毎年調査を行っていた。第一一回（一九九六年）からは、第一〇回の民間出版物の図書の中性紙使用率が八割に近くなった（七九・三％）ことを受けて民間出版物の調査は四年に一度とし、官庁出版物の図書と逐次刊行物について調査を行ってきた。前回の民間出版物の調査は、第一四回（一九九九年）で、図書の中性紙使用率は八一・四％、逐次刊行物（初調査）は六〇・〇％であった。

収集部資料保存課では、最新動向を調べるため二〇〇三年一〇月に第一七回調査を実施した。今回は第一六回（二〇〇一年）同様、官庁出版物の図書と逐次刊行物を調査するとともに、四年ぶりに民間出版物の図書と逐次刊行物についても調査を行った。

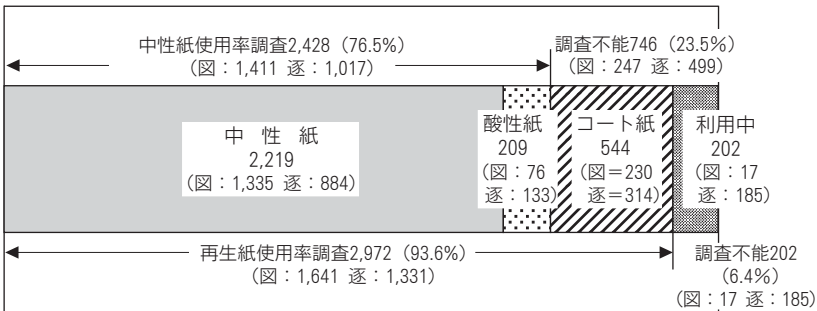
中性紙使用率調査の結果は、調査の都度本誌に掲載するとともに、当館ホームページ（<http://www.ndl.go.jp/>）国立国会図書館について—資料の保存—最新情報—ニュース）でも公開している。

## 一、調査対象資料と調査方法

調査対象資料として、図書は二〇〇二年に刊行されたもののうち、二〇〇三年九月八日までに当館が受入れ・整理を終えた九八、四六五冊から中央官庁出版物三・五％（二五五冊）、地方自治体出版物三・五％（二二六冊）、民間出版物一・五％（一七七冊）の割合で無作為抽出した。また逐次刊行物は、同日現在継続受入れ中の四八、二九九冊から中央官庁出版物三・二％（一八六冊）、地方自治体出版物三・二％（三三四冊）、民間出版物三・二％（九四六冊）の割合で無作為抽出した（各種とも二〇〇二年刊行のものから任意の一冊を調査）。この調査対象資料の中から、コート紙本や利用中の資料を除いた図書一、四一冊、逐次刊行物一、〇一七冊を中性紙チェックペン（日研化学研究所製）を使用して調査し、集計を行った（図1）。

今回から、前述のように官庁出版物・民間出版物それぞれについて抽出割合を設定して調査条件の統一をはかった。コート紙は従来と同じく対象資料から外して調査を行った。コート紙は原紙の表面に塗料が塗布され原紙の繊維が隠れてしまっており、チェックペンでは調査が不可能なためである。今回の調査の対象資料中では、コート紙本は図書二二〇冊（官庁八四冊、民間一四六冊）、逐次刊行物三二四冊（官庁六八冊、民間二四六冊）、計五四四冊であった。これは調査対象資料（図書一、六五八冊、逐次刊行物一、五二六冊）中の一七・一％で、前回の一七・八％からは減少した

図1 調査資料の内訳（図=図書、逐=逐次刊行物）（単位：冊）



が、民間の逐次刊行物だけに限って言えばコート紙使用率は二六・〇％にのぼっている。経済産業省の統計（注3）によると、微塗工・塗工印刷用紙（コート紙）の二〇〇二年の生産量は前年比一・七％増であり、今後増加傾向が続くようであれば調査方法についても検討していく必要がある。

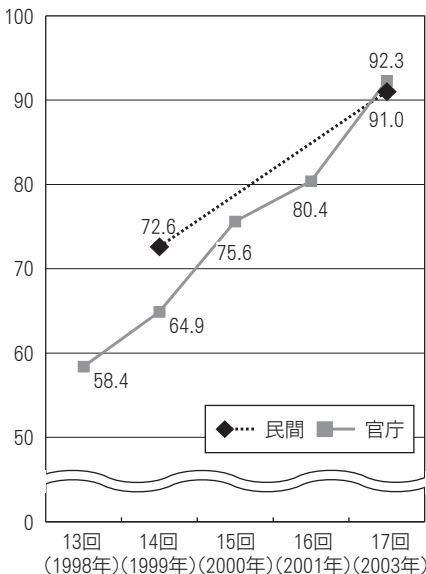
また、第一二回（一九九七年）から行っている再生紙の中性紙使用率調査も引き続き行った。調査は、前付、奥付付近に再生紙

表1 pH調査結果(全体)

		中性紙	酸性紙	計
図書	中央官庁	235冊 97.1%	7冊 2.9%	242冊 100%
	地方自治体	144冊 96.0%	6冊 4.0%	150冊 100%
	官庁小計	379冊 96.7%	13冊 3.3%	392冊 100%
	民間	956冊 93.8%	63冊 6.2%	1,019冊 100%
	計	1,335冊 94.6%	76冊 5.4%	1,411冊 100%
逐次刊行物	中央官庁	119冊 87.5%	17冊 12.5%	136冊 100%
	地方自治体	242冊 88.3%	32冊 11.7%	274冊 100%
	官庁小計	361冊 88.0%	49冊 12.0%	410冊 100%
	民間	523冊 86.2%	84冊 13.8%	607冊 100%
	計	884冊 86.9%	133冊 13.1%	1,017冊 100%
合計	2,219冊 91.4%	209冊 8.6%	2,428冊 100%	

使用マークあるいは記載があるかを確認することで行った。古紙再生促進センターの統計(注4)によると、製紙原料において古紙の割合は増加を続け、二〇〇二年は前年比一・六%増の五九・六%(紙三六・二%、板紙九一・一%)で、紙についてのみ見ると、二〇〇二年の三六・二%は、前年よりも二・四%の増となっている。そして、二〇〇三年には六〇・二%(紙三六・五%、板紙九二・三%)とついに六割を超えた。

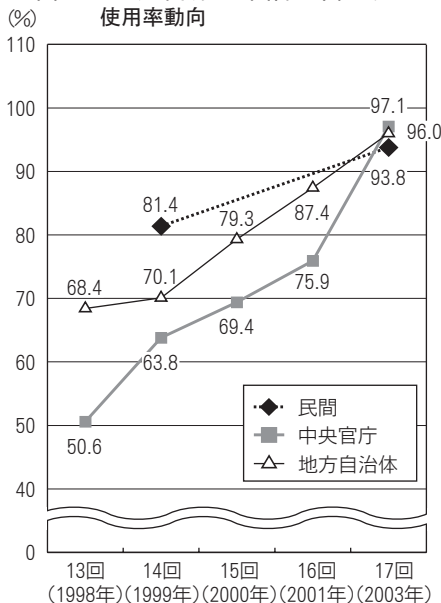
図2 過去5回調査の中性紙使用率動向(図書+逐次刊行物)



【全体の傾向】  
過去五回の調査での図書と逐次刊行物を合わせた中性紙使用率の動向は図2である。官庁出版物は毎回着実に伸びており、四年ぶりの調査となった民間出版物も同様に伸び

二. 調査結果  
今回の調査結果をまとめると、表1のようになる。全体の中性紙使用率は九一・四%と、調査開始以来、初めて九割を超えた。以下、全体の傾向、図書、逐次刊行物、再生紙について個別に見ていく。

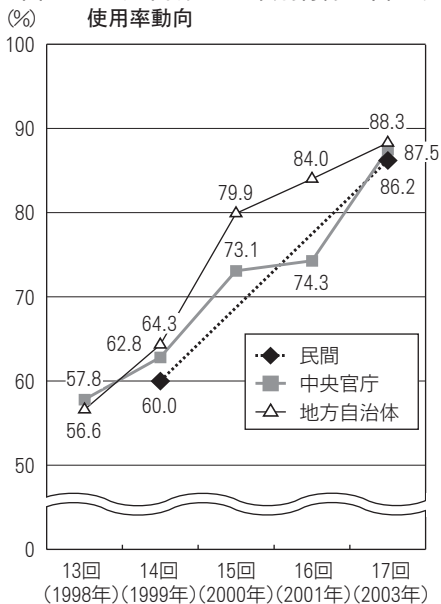
図3 過去5回調査の図書の中性紙  
使用率動向



【図書】  
図書の過去五回の調査での中性紙使用率動向は図3である。動向は、全体の傾向と似ているが、前述のとおり中央官庁の伸びが著しい。今回の中央官庁・地方自治体合わせ

てどちらも九〇%を上回った。また、従来中央官庁刊行物よりも地方自治体刊行物の中性紙使用率の方が高い傾向があり、前回調査では図書・逐次刊行物とも一〇%前後の開きがあったが、今回は中央官庁の伸びが顕著で図書では地方自治体を追い抜いた。

図4 過去5回調査の逐次刊行物の中性紙  
使用率動向



【逐次刊行物】  
逐次刊行物の過去五回の調査での中性紙使用率動向は図4である。こちらも中央官庁の上昇が大きく影響して中央・地方合わせた官庁の逐次刊行物の中性紙使用率は八八・〇%となり、前回の七九・七%より八・三ポイントも高くなった。中性紙使用で先行していた地方自治体の中

た図書の中性紙使用率は九六・七%で、前回の八〇・四%よりも一六・三ポイントも高くなり、中央・地方とも民間出版物を上回る結果となった。

中央官庁が完全に追いついてきたといえる。民間出版物との比較では、従来どおり官庁出版物が民間の中性紙使用率を上回っている。

【再生紙】

再生紙の調査は、中性紙、酸性紙そしてコート紙を含めた二、九七二冊を対象に行った。うち再生紙の割合は七・四％、二二〇冊であった(表2)。今回は民間出版物も調査しているので、前回の官庁出版物だけの再生紙利用率一六・〇％と比べると低いが、今回も官庁出版物全体の再生紙利用率は二〇・六％であり、中央官庁は前回の一・八％から今回は八・一％と著しく上昇した。

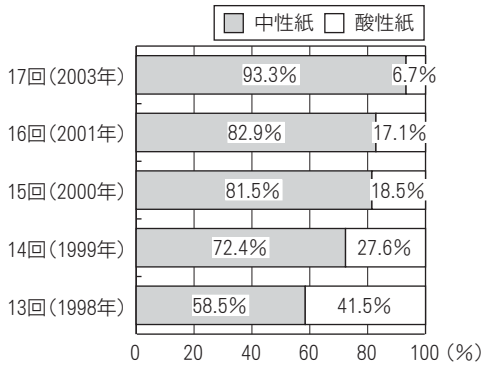
平成一二年五月に公布された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(いわゆる「グリーン購入法」)、平成一三年二月に閣議決定された「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」により、官庁は古紙配合率七〇％以上の印刷用紙を用いることとなった。今回の調査結果は、この影響を受けてのものであると考えられる。また、前述のように再生紙の使用率調査は再生紙使用マークあるいは記載を確認することで行っており、再生紙の表示をわざわざしていないこともあるので、実際には再生紙を使用した資料は、表2にある二二〇冊より多いものと思われる。

再生紙は古紙を再利用しているので、バージンパルプ(木材から作られるパルプで製紙過程においてまだ一度も

表2 再生紙の使用率

	調査対象資料 (中性紙+酸性紙 +コート紙)	再生紙	使用率
中央官庁出版物	418冊 (354+24+40)	34冊 (内7冊コート紙)	8.1%
地方自治体出版物	536冊 (386+38+112)	163冊 (内26冊コート紙)	30.4%
官庁小計	954冊 (740+62+152)	197冊 (内33冊コート紙)	20.6%
民間出版物	2,018冊 (1,479+147+392)	23冊 (内4冊コート紙)	1.1%
計	2,972冊 (2,219+209+544)	220冊 (内37冊コート紙)	7.4%

図5 過去5回調査での官庁出版物における再生紙の中性紙使用率動向



使用されているもの)を  
使用した紙よ  
りも強度が低  
下しがちであ  
る。だが、中  
性の再生紙の  
方が、酸性の  
再生紙よりも  
寿命が永いの  
は、パージン  
パルプで作ら  
れた紙と同様  
である。再生

紙を使用する際には、再生紙のなかでも中性紙を使用するのが望ましい。今回の再生紙の中性紙使用率は九三・三%で、前回よりも一〇・四ポイント高い。過去五回の官庁出版物の中性の酸性紙使用の動向は図5のとおりで、順調に中性紙使用率が上昇していることが分かる。今後この傾向が続くことを期待したい。

おわりに

出版物の中性紙使用率は、民間出版物が高く官庁出版物が低いという状況が続いてきたが、その差は徐々に小さく

なり、今回初めて図書については官庁出版物が民間出版物を上回る結果となった。出版物の寿命を永く延ばすため、書籍用紙を一日でも早く中性紙に切り替えてほしいという思いから始まったこの調査も、中性紙使用率が九割に達したことで、当初の目的が、ほぼ実現したといつてよいだろう。この結果を受け、今後官庁出版物についても、民間出版物と同じく、中性紙使用率調査は四年に一回とし、もうしばらく動向を見守りたい。次回調査は、官庁出版物については二〇〇五年度、民間出版物については二〇〇七年度を予定している。

今後は、紙資料を長期保存していく上での再生紙等の問題を整理し、新たな問題設定を行いたいと考えている。

注1 中性サイズ剤を用いて抄紙された紙で、酸性紙に対する語。

当館の調査ではpH値六・五以上を中性紙としている。

注2 中性紙の中でも、pH値七・五〜一〇・〇のアルカリ性で、

酸性化を防ぐためのアルカリ物質を二%以上含むなど、一定の水準に達しているものをいう。

注3 経済産業省経済産業政策局調査統計部編『紙・パルプ・プラスチック・ゴム統計年報』平成一四年

注4 財団法人古紙再生促進センター『古紙統計年報』二〇〇三年版

## 第一六回 保存フォーラム報告

### 災害と情報ネットワーク——日本における資料被災情報ネットワーク形成にむけて

#### 一 はじめに

第一六回保存フォーラムは、平成一六年二月二七日、当館（東京本館）において開催された。今回のフォーラムは、図書館資料の被災情報ネットワーク形成の手がかりを得ることを目的としたものであり、この分野で先駆的な取り組みを行っている全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（以下全史料協）の活動内容についての講演と、参加者による意見交換が行われた。講師は、同協議会資料保存委員会委員長・松本市文書館長小松芳郎氏、参加者は七一名（うち館外からは図書館員・文書館員等三六名）であった。

（注）歴史資料の保存利用活動の振興に寄与することを目的とし図書館・市史編纂室等を含む四九二の個人・機関の会員で構成された全国団体であり、六つある委員会のうちの一つが資料保存委員会（平成一二年度までの名称は「防災委員会」）である。

#### 二 資料の被災と情報ネットワーク

講演では、阪神淡路大震災以来、被災情報の収集、蓄積と提供を行ってきた全史料協の活動についての報告が行わ

れた。まず、全史料協が文書館・図書館の防災研修用に作成したビデオ『そのときあなたはこうする 文書館・図書館の防災対策 緊急対応編』から、不要資料を書架に置いて燃やした実験の部分が上映され、被災現場における資料の被害把握の方法、記録の取り方等が実地に即して紹介された。

全史料協資料保存委員会では毎年一回、資料被災に関する研修やセミナー等の会合を開催している。定期的に開催してそれらの記録を刊行（公表）することにより、情報が共有でき、会合に参加しなかった館でも、自館が被害を受けた際に尋ねる相手や頼れる機関がわかる、自館の防災対策の見直しをするきっかけになる、などのメリットがある。情報ネットワークをつくることにより「自分の館を守る」とは他館も守ること」になる、とのことだった。

また被災資料救済に必要な最低限の防災用具の整備について、『パンフレット』『書庫の救急箱—イザという時の防災ミニ知識—』（全史料協編 一九九八年）が紹介された。このパンフレットは前回のフォーラムでも取り上げられた



が（本誌五〇六号（二〇〇三年五月）参照）、今回は身を守ることに記録することの必要性、水に濡れた資料への対応法が紹介された。防災用具の中には複数機関で分担して整備しておく、被災の際に近隣の機関で相互に持ち寄りできるものもあり、こういうことから情報ネットワークを形成するのも一つの方法であるということであった。

### 三 市町村合併と公文書の保存について

災害と同じような危険があるものとして、市町村合併に伴う公文書等の安易な廃棄や散逸の問題が講師により提起された。全史料協は平成一三年に総務大臣に対し、「市町村合併における公文書等の保存について（要請）」を提出し公文書等の引継ぎの円滑化と保存の徹底を要請した。総務省は各都道府県にこの要請を伝え、市町村にも周知するように通達した。それを受けて日本図書館協会でも「市町村合併時における資料の廃棄について慎重な取り組みを求めるアピール」を出している。講演では、町村合併促進法（昭和二十八年から三年間の時限立法）に基づいた「昭和の大合併」時に、適切に保存されなかった公文書の状況やその修復の様子も紹介された。

講演のしめくくりとして、文書保存、資料保存に関する図書館界と文書館界との連携の必要性のほか、ネットワークは大きなものをつくって安心するのではなく、どう「使うか」が大切であり、文書保存の重要性を機関レベルでは

なく、各個人レベルまで浸透させるための、様々な場での広報の必要性が強調された。

### 四 図書館界の取組みと課題について

意見交換では、まず日本図書館協会事務局長の松岡要氏から、図書館界における資料被災情報の収集状況、メールマガジンによる情報提供、対応体制など同協会の取組み状況が紹介された。参加者からは、被災情報の収集・共有活動上の問題点、今後の取組みへの質問があり、「全史料協としても情報収集の取りまとめはできるが、被災地へ直接人や物を送ることはできないという限界がある。しかし、直接援助はできなくても、被災館の近くで援助が得られる団体等を紹介し、結びつける機能は持てる。」との回答があった。このほか、米国サンディエゴ周辺における防災ネットワークの紹介や、市町村が合併される際の当事者である文書館の心構え等の質問があった。また、防災に関する国際協力活動を行っている民間団体についての紹介があった。

今回のフォーラムでは、文書館界における被災情報の収集、蓄積と提供についての講演を受けて、図書館界の取組みの現状や課題、図書館と文書館との協力等多様なテーマでの発言があった。被災情報のネットワーク形成に向けての今後の取組みについて、館内外の参加者に刺激と示唆を与えるものであり、当館の資料保存計画の推進にとっても資するところが大きかった。

（収集部資料保存課）

## 図書館員を対象とした研修事業の概要について

### 一. はじめに

国立国会図書館では、図書館員を対象とする研修の需要の高まりを受け、平成一四年四月の関西館開庁に伴う組織機構再編成により、国内外の図書館員への研修事業を図書館協力事業の柱のひとつと位置づけた。それに伴い、関西館事業部図書館協力課に研修交流係を設け、同係を中心に、研修事業の企画、運営を行っている。

当館における館外の図書館員を対象とする研修は、平成一三年度以前には、当館職員を対象として実施していた「図書館情報学研修」を聴講の形で館外の図書館員に公開していたほかは、「資料保存研修」「図書館協力セミナー」「日本研究司書研修」のみであった(注1)。

平成一四年度からは、当館の所蔵する特色のある資料(古籍籍資料、法令議会資料、官庁資料、新聞資料、地図資料など)や当館の各種図書館業務において蓄積された知識・技術(レファレンス、資料組織化など)をもとに、また、電子図書館事業等、近年の図書館界における大きなテーマについて適宜、研修内容に取り入れて、研修を実施していくこととした。

### 二. 研修の企画

研修の企画に際しては、国内外の図書館および図書館員の研修への要望や図書館界の動向を考慮して研修テーマを設定し、テーマに関係する部署や場合によっては館外の図書館情報学関係者の意見を参考に、研修科目や内容、時間割等を作成している。

研修では、講義だけでなく、演習・実習を適宜取り入れ、受講生には、頭と手を使って参加してもらえらる内容としている。また、内容に演習等を含むことと研修をより効果的なものとするため、各研修の募集定員は小人数(二〇名程度)である。

研修の講師は、主として、研修テーマとなった資料や業務を所掌する部署の職員が担当するが、研修テーマに関する最新のトピックや理論等については、館外の専門家・研究者にも講義を依頼している。

平成一五年度のテーマ設定においては、平成一一年度に図書館協力部図書館研究所(当時)が実施した公共図書館および同図書館職員を対象とするアンケート調査(注2)も参考に研修テーマを設定した。

### 三、一五年度の研修事業

当館が、平成一五年度に国内の図書館員（行政司法各部門の支部図書館職員を除く）を対象に実施した研修は、表1のとおりである。以下、図書館協力課の担当した研修（☆印）について報告する（注3）。なお、表1にあげた研修のほかに当館の図書館へのサービスの利用方法や利用の際の注意点等を説明する「図書館員のための利用ガイドンス」を実施した（本誌五一号参照）。

日程	研修名／会場	対象
平成15年 10月1～2日	資料保存研修／ 東京本館	国内の図書館等に 在職する職員
平成15年 10月23～24日	古典籍研修（☆） ／東京本館	公共図書館、大学 図書館で古典籍資 料を担当する職員
平成15年 11月19～20日	アジア情報研修 ／関西館	アジア情報関連業 務を担当する図書 館職員
平成16年 1月22～23日	資料電子化研修 （☆）／関西館	公共図書館、大学 図書館で資料電子 化を担当する職員
平成16年 2月19～20日	レファレンス研 修（☆）／東京本 館	公共図書館でレファ レンスを担当する 職員
平成16年 3月11～12日	法令議会資料・ 官庁資料研修 （☆）／東京本館	公共図書館、大学 図書館で、法令議 会資料・官庁資料 を担当する職員

<表1> 平成15年度 研修一覧

また、海  
外の図書館  
員等を対象  
にした研修  
として、国  
際交流基金  
と共催で  
「日本研究  
情報専門家  
研修」を実  
施している。  
これについ  
ては、本誌  
五〇五号、  
五一五号で  
報告してい

るので、そちらをご覧ください。

#### （二）古典籍研修（表2）

古典籍資料の組織化や電子化による提供についての知識や技術の習得を目的として、古典籍研修を実施した。今回の研修では、国内では類例が少ないことを考慮して、古典籍資料のうち、西洋古典籍ではなく、和漢古典籍を対象とした。

科目	時間数
古典籍資料概説	2時間
和漢古書目録法 (1) 所蔵資料の概要 和漢古書目録法 (2) 目録法総論 和漢古書目録法 (3) 目録法の実際	計3時間
デジタルアーカイビング	2時間
コレクション紹介	1.5時間
書庫見学	0.5時間
懇談	2時間

<表2> 古典籍研修

「古典籍資料概説」では、早稲田大学熊野文化研究所客員教授岡崎久司氏を講師に招き、古典籍資料調査の様子や、資料の細部からその資料の素性を解き明かしていく様子等をお話しいただいた。「和漢古書目録法」では、当館古典籍課職員が、目録作業上の課題、目録作成の実際および目録記載上の問題点を、実例を紹介しつつ取り上げた。

二日目は、いづれも当館古典籍課職員が講師となった。「デジタルアーカイビング」では、各受講生に一枚ずつ錦絵を用意し、原資料と当館貴重書画像データベースの画像データや撮影フィルムとの比較等を行い、「コレクション

紹介」では、当館の主要和漢書コレクション紹介とその中から貴重書を含む原資料を展示しながら説明した。

懇談では、事前に実施した各館の古典籍資料の取り扱いについてのアンケートの回答をもとに、保存対策、破損時の修復、担当職員の研修体制、収集等の各館の状況について、意見交換を行った。

## (二) 資料電子化研修(表3)

所蔵資料の電子化について、電子化の方法および電子化に関する課題と解決への考え方を習得し、自館での資料電子化に役立てることを目的に資料電子化研修を実施した。

「電子図書館の現状」では、当館電子図書館課職員が、国内外の電子図書館の歴史と現状を紹介し、資料電子化の過程や課題を整理して提示した。「明治期刊行図書の画像データベース作製過程」では、当館の近代デジタルライブラリー事業における著作権調査とその処理、画像データや目次テキストデータ作製の過程、管理業務系のシステム等の実際について説明した。「ウェブ・アクセシビリティ」は、ウェブサイト作製の際に配慮すべき点を紹介した。

「資料電子化と著作権」では、文化庁長官官房国際課渉外企画係長伊佐進一氏を講師として、資料電子化に関する著作権の問題について講義していただいた。

「画像データの作製(1)」、「(2)」では、当館電子図書館課職員が、モノクロ画像データ、彩色画像データのそれぞれ

れについて、その作製手法、フォーマット、ソフトウェア等の基礎知識と具体例を講義した。一級文書管理士小野博氏による「実習・画像データの取り扱い」では、画像加工の基本的な操作実習を行い、また、圧縮や補正による画像劣化について、実際に画面上で確認した。

## (三) レファレンス 研修(表4)

公共図書館においてレファレンス業務を担当する中堅職員を対象に、レファレンス・サービスを遂行する上での問題解決に役立つ実務的研修を実施した。

当館主題情報部職員を講師として、レファレンスをめぐる今日の課題の整理と問題点の提示を行った。また、社会科学系(法律・政治を除く)、人文科学系のそれぞれについて、インターネット情報源を含むレファレンス・ツール

科 目	時間数
電子図書館の現状 - 所蔵資料の電子化を中心に	1.5時間
明治期刊行図書の画像データベース作製過程	2時間
資料電子化と著作権	1.5時間
ウェブ・アクセシビリティ	45分
画像データの作製 - 手法、フォーマット、ソフトウェアの比較等(1)	2時間
画像データの作製 - 手法、フォーマット、ソフトウェアの比較等(2)	1.5時間
実習・画像データの取り扱い	1.5時間

<表3> 資料電子化研修



研修風景

科 目	時間数
レファレンスを巡る今日の課題	2時間
最新レファレンス理論と適用	計4時間
レファレンス・ツール(1) 社会科学系(法律・政治を除く)	1.5時間
レファレンス・ツール(2) 人文科学系	2時間
懇 談	1.5時間

<表4> レファレンス研修

の紹介を行った。  
 「最新レファレンス理論と適用」では、玉川大学教育学部助教齋藤泰則氏を講師に招き、二回にわたる講義の中で、レファレンスプロセスに関する理論の説明とその理論に基づくレファレンス事例の分析およびデジタル・レファレンスについて説明いただいた。レファレンス事例分析は、事前に受講生に課した課題をもとに実施した。  
 懇談では、受講生の関心の高いテーマであるビジネス支援、レファレンス事例のデータベース化、インターネット上の情報の利用者への提供をテーマに、すでに実施している館からの報告を交え、意見交換を行った。

(四) 法令議会資料・官庁資料研修(表5)  
 法令議会資料および官庁資料について、情報源とその利用方法を把握し、レファレンス・サービスの向上に資することを目的として、法令議会資料・官庁資料研修を実施した。

総務省行政管理局行政情報システム企画課主査吉澤友秀氏による「行政情報化の動向」では、行政手続きの電子化の経過と将来、電子政府の総合窓口の利用法について、「図書館における行政情報の収集と提供」では、日野市立図書館市政図書室分館長中尾順一氏に、同館市政図書室の取組みを例として、官庁資料の収集と提供のための工夫について説明していただいた。

当館調査及び立法考査局議会官庁資料課職員による科目では、日本の官庁資料・法令資料・議会資料に関する情報源を紹介した。インターネット上の情報に重点を置き、当館議会官庁資料室のホームページ等を活用しつつ、主要なホームページの特徴と活用法を説明した。

いずれの研修も、実例に基づいた実務的な内容を中心とする研修とした。終了後に実施したアンケートでは、お

科 目	時間数
行政情報化の動向	2時間
日本の官庁資料の検索 1、2	計3時間
図書館における行政情報の収集と提供	2時間
日本の法令資料・議会資料の検索 1～3	計3時間

<表5> 法令議会資料・官庁資料研修

むね好評で、継続を望む声が多かったことをみても、こうした研修が強く望まれていることがわかる。また、懇談や質疑応答の中で、あるいは、講義の中で、事例紹介として、他の図書館における状況を知ることができたことを評価する意見もあり、研修が、単に知識や技術を習得する機会だけでなく、図書館員同士の情報交換と交流の機会としても重要な意味を持つことを実感できた。

#### 四. 一六年度の研修計画

アンケートで出た受講生の意見、講師を担当した職員の意見等をふまえ、平成一六年度の研修計画を作成した(表6)。実施日程や科目の詳細については、決定次第、当館ホームページ「図書館員のページ」―「図書館へのお知らせ」に掲載していくので、ご参照いただきたい。また、メールマガジン『図書館協力ニュース』でも、研修の案内を随時掲載するので、未登録の図書館は登録をお願いした

＜表6＞ 平成16年度研修計画

研修名	実施時期／会場	対象および定員
第8回資料保存研修	平成16年7月8日(木)、9日(金)／関西館	公共図書館職員、大学図書館職員、専門図書館職員。各日16名。
図書館員のための利用ガイダンス	平成16年7月21日(水)／関西館	国内の公共・大学・専門の各図書館において、当館の図書館へのサービス(貸出し、複写、レファレンス)を利用する実務担当者。60名程度。
資料電子化研修	平成16年9月／関西館	公共図書館職員および大学図書館職員で資料電子化を担当する者あるいはこれから担当しようとする者。20名。
アジア情報研修	平成16年11月／関西館	専門図書館職員、大学図書館職員および公共図書館職員。20名。
レファレンス研修	平成17年2月／東京本館	公共図書館職員でレファレンス業務担当者。20名。
科学技術資料研修	平成17年3月／東京本館	公共図書館職員および大学図書館職員で科学技術関係資料に関する基礎的な知識の習得を目指す者。20名。

い(前述の「図書館へのお知らせ」から登録できる。)。  
平成一五年度に実施した研修のレジュメ・資料は、全部

ではないが、当館ホームページでの公開を準備中である。また、一六年度以降の研修についても、可能な限り、ホームページで公開していきたいと考えている。

#### 五. おわりに

研修事業を開始して二年が経過した。研修終了時のアンケート等では、個々の研修について評価する声がある一方、当館の研修全体に対して、体系的な研修の実施を求める声があった。研修事業の今後を考えて行く上で、継続性と体系的性がキーワードとして、浮かび上がってくる。

また、図書館界において高まっている、図書館員の研修に対するさまざまな展開を見せている図書館員の研修や情報専門家養成に関する動向を調査し、かつ、それら研修等を実施している国内の諸団体・諸機関と

の協力を進めていくことも今後の事業推進に必要であると考える。

平成一六年度においては、個別の研修を着実に実施すると同時に、これらの動向や研修ニーズの把握をもとに、各研修を相互に関係づけ、国立国会図書館の研修事業の充実を図っていきたい。関係各位には、調査等の際には御協力をお願いしたい。

(注1)「図書館情報学研修」は、昭和六二年度から平成二二年度まで図書館協力部図書館研究所(当時)が実施した研修で、平成七〜一二年度は、その一部を「図書館情報学公開講座」として国内の図書館員への公開を積極的に行った。「図書館協力セミナー」は、昭和六一年度から平成二二年度まで、国内

の図書館員を対象に図書館協力部国内協力課(当時)が実施した。「日本研究司書研修」は、現在の「日本研究情報専門家研修」の前身で、平成八〜一二年度に実施した。

(注2)アンケート調査の結果は、「都道府県立及び政令指定都市立図書館における研修のニーズと実態」平成一一年度図書館情報学調査研究プロジェクト最終報告書(国立国会図書館図書館研究所編 東京・社団法人日本図書館協会、二〇〇〇年)として刊行されている。

(注3)「資料保存研修」は収集部資料保存課が、また、アジア情報に関する研修は関西館資料部アジア情報課がそれぞれ企画・実施している。

(関西館事業部図書館協力課)

## 研修 雑感

平成一四年四月から二年間、京都府から出向して関西館の図書館協力課研修交流係で仕事をさせていただいた。国内外の図書館員を対象にした研修の企画から実施まで、だんだんと形になっていくのは楽しく良い経験であった。関西館は平成一四年度開庁のため、すべてに前例がなく、研修の開始時刻や終了時刻(関西館はいささか交通アクセスがよくない)、受付場所、参加者の動線等を一つずつ検討し、回を重ねるごとに自分ごとに見直しと変更を積み重ねていった。平成一五年には、東京本館での研修も実施した。東京本館といえば、新人研修を受けたときに自分がどこにいるのかわからず、誘導表示を頼りにうろうろした思い出が……。一五年度の東京本館は改修中で、専門室や事務室が移転していたり通行止めがあったりと、さらにややこしい。事前に出張して研修会場の確認や講師との打ち合わせを行ったが、実はその時も広い館内で何度迷ったことか。研修の企画面では、これまでの経験に基づき、公共図書館の視点からの意見を出し、より現場のニーズにあった研修にできたと思っている。

国立国会図書館で研修事業に携わったことで、館内外の講師を始め関係部署の様々な方々と連携して仕事ができただうえに、研修当日には事務方として研修を聴講できるという嬉しいおまけまでついて、私自身の大きな力になった。今後は京都府でこの経験を活かしていきたい。

(京都府立総合資料館文献課人文資料担当資料主任 池田 澄美)

「あれっ」目録ホールってこんなに静かだったっけ。

もちろん、休館日での話ではありません。昨年九月末、東京本館の目録ホールゲート改修に伴い、今年一〇月の新システム導入までのあいだ、資料の請求から貸付、返却までをそれまでのPCによる入退館システムから、つなぎとして紙とハンコによる紙入館証方式を採用したときのことです。

その結果、図書カウンター前にはバーコード読み電子音や請求票作成機の動作音のない、静かな空間が現れました。風の音が聴こえる目録ホールなんて誰が想像できたことでしょう。

紙入館証方式による閲覧者の反応は、最初こそ時間出納に戸惑いはありましたが、日が経つにつれ、利用者は請求票受付をしたあと到着時刻まで中央椅子に腰掛け待機、カウンターを直視し、時間表示のボードに職員が手を触れた瞬間、カウンター前へスルスル押し寄せ整列、資料の受取を待つ、そんな流れができあがったようです。

資料の受付は利用票に、スタンブ型ハンコでペコペコ、貸付もペコペコ、返却もペコペコ、多い日には一日に千数百回も押印するので、まるでハンコの耐久テストをおこなっているように、この半年で数本のハンコが動続疲

勞からその寿命を全うしました。課内の反応はさまざま。その昔、ハンコで出納台業務を覚え



た職員は、コンピュータシステムダウンの呪縛から開放され、バーコード読みで仕事を覚えたものは、ハンコ一本による貸付・返却手続きにとまどいと不安を覚え、今年入館の新人は当然のようにすばやく順応、受け容れています。

そんな悲喜こもごもの紙ならぬ仮入館証方式も新装開館まであと数か月で、その役目を終えます。

目録カード、気送子の時代から、コンピュータ検索、オンライン請求の時代へ。東京本館新世紀、愈々です。

(図書課 カフなし)

## 常設展示のお知らせ

### 第一三二回 花火の情景

平成一六年 七月 一日(木) から

八月三一日(火) まで

於 本館目録ホール入口(東京本館)

夏は夜、昼間の暑さが和らぎ、涼やかな風が吹きはじめると、遠くから花火の音が聞こえてきます。

日本に花火が広がった江戸時代、あの徳川家康が花火見物をしたとの記録も残されています。庶民の間でも花火は広く親しまれ、納涼期間ともなると大川(隅田川)では、涼を求める屋形船や物売りの船、花火船が川面をにぎわしていたようです。

そして現代、やはり納涼の風物詩といえど花火です。科学技術の進歩により、江戸庶民の楽しんだ花火に比べると、現代の花火ははるかにカラフルで多種多様になりました。それでも、花火の風情を楽しむ私たちの気持ちは江戸時代から変わらないのではないでしょうか。

今回の展示では、日本の花火の歴史を追って、その製法や種類、そして花火を楽しむ人々の様子がうかがえる資料を紹介いたします。



## お知らせ

### 調査及び立法考査局刊行物の公開について

5月28日から次の4種類の刊行物が当館ホームページ上でご覧いただけるようになりました。これらの刊行物は、当館の調査及び立法考査局が国政審議の参考資料として作成しているものです。

『レファレンス』 各分野の国政課題を解説、分析した論文集（月刊）

『調査と情報－ISSUE BRIEF－』 国政課題に関する簡潔な解説資料（不定期刊）

『外国の立法 立法情報・翻訳・解説』 外国法令の翻訳紹介、制定経緯の解説、外国の立法情報を掲載した雑誌（季刊）

『調査資料』 特定のテーマに関する調査報告・資料集（不定期刊）

『外国の立法』は平成14年11月以降刊行分、それ以外の3誌は平成15年1月以降刊行分を公開します。トップページ（<http://www.ndl.go.jp>）の「刊行物」、「日本の国会・世界の議会」または「国立国会図書館について」－「国会へのサービス」－「刊行物」から、各刊行物にアクセスすることができます。

## お知らせ

### 東京本館の臨時休館等について

利用者サービス拡充のため10月から運用を予定している東京本館の新しいシステムの稼働準備、切替作業の関係で、次のとおり、臨時休館し、また、一部サービスを停止いたします。なお、関西館、国際子ども図書館では、NDL-OPAC（インターネット）サービス停止期間中、開館日でもOPAC検索・申込みが利用できません。利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご了承ください。

#### 東京本館臨時休館日

7月26日、8月2日～3日、

9月22日、9月24日、9月27日～30日

#### NDL-OPAC（インターネット）検索および申込みサービス停止

9月19日～23日

なお、NDL-OPACが停止する期間は、郵送・FAXによる複写申込み、貸出申込みについても発送が遅れます。

## 法令索引の収載範囲：

平成16年4月1日までに公布された以下の法令についての索引情報が検索できます。

### 1. 現行法令（9,393件）

明治初期からの法令（法律、政令、省令等）で現時点で有効なもの。法令の改廃についてのデータも付加され、法令の沿革を知ることができます。

### 2. 廃止法令（14,613件）

原則として公文式施行（明治19年）以後の法令（法律、政令、勅令）で、廃止・失効したもの。公布から改正、廃止・失効までの沿革を知ることができます。

### 3. 制定法令（75,384件）

原則として公文式施行（明治19年）以後に制定された一部改正法を含むすべての法令。ただし、データ整備の都合上、省令等は、主として戦後に新規に制定されたもののみです。

## 法案索引の収載範囲：

第1回国会（昭和22年5月）以降に国会に提出された法律案および条約承認案件が検索できます。

## 検索例：〇〇法の改正経過（法令沿革）が知りたい。

例えば、「市町村の合併の特例に関する法律」の改正経過（法令沿革）を調べたい場合は、現行法令検索画面の法令名フィールドに目的の法律名か、または「市町村」「合併」「特例」などのキーワードを一字ずつ空けて入力し、検索実行ボタンをクリックします。次に、検索一覧画面が表示されたら、目的の法律名を探し、右側にある「法令沿革」をクリックしてください。下図のような法令沿革一覧が表示されます（画面は一部略）。

### 【日本法令索引 法令沿革一覧】

[トップメニュー](#) [ヘルプ](#)

		被改正法令	審議経過
1.	市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年 3月29日法律第6号） （昭和40年3月29日 施行）		
改正	昭和44年 3月26日号外法律第2号〔地方自治法の一部を改正する法律附則四項による改正〕	被改正法令	審議経過
改正	昭和44年 6月23日法律第48号〔公職選挙法の一部を改正する法律附則五項による改正〕	被改正法令	審議経過
改正	昭和50年 3月28日号外法律第5号〔第一次改正〕	被改正法令	審議経過
改正	昭和60年 3月30日号外法律第14号〔第二次改正〕	被改正法令	審議経過
改正	平成 6年 2月 4日号外法律第2号〔公職選挙法の一部を改正する法律附則一七条による改正・該この一部改正規定は、平成六年一月二五日号外法律一〇四号により一部改正された〕	被改正法令	審議経過
改正	平成 7年 3月29日号外法律第50号〔第三次改正〕	被改正法令	審議経過

詳細な検索方法については、ヘルプ画面に様々なケースの説明を掲載してありますのでご参照ください。

（調査及び立法考査局議会官庁資料課）

## 「日本法令索引」 当館ホームページで公開

平成16年6月7日に、当館ホームページで「日本法令索引」データベースを公開しました。これは、国立国会図書館法第8条に基づいて当館が作成してきた『日本法令索引（現行法令編）』（冊子体）に代わる新しいデータベースです。冊子体に比べ情報量、更新頻度、検索の利便性などが向上しました。

このデータベースは、原則として明治19年（1886年）公公式施行以後の「法令索引」と第1回国会（昭和22年）以後の「法案索引」から構成されています（公公式とは法律の起草・公布・施行等を定めた勅令）。

「法令索引」としては、「現行法令」「廃止法令」「制定法令」の検索、「法案索引」としては、「法律案」「条約承認案件」の検索がそれぞれ可能です。「現行法令」、「法律案」、「条約承認案件」については、その法案の国会での審議経過や国会会議録本文を直接参照することができます。

### 日本法令索引

ヘルプ

法令索引		
原則として、明治19年公公式施行以降の法令情報		
<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">現行法令</div> <p style="font-size: small;">現在効力を有する法律、政令、府省令等の検索</p>	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">廃止法令</div> <p style="font-size: small;">廃止・失効した法律、政令等の検索</p>	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">制定法令</div> <p style="font-size: small;">制定された法令（新規制定・全部改正・一部改正・廃止等）の検索（一部改正・廃止法令は法律・政令のみ）</p>
法案索引		
第1回国会（昭和22年）以降の法案情報		
<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">法律案</div> <p style="font-size: small;">法律案の検索</p>	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">条約承認案件</div> <p style="font-size: small;">条約承認案件の検索</p>	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">横断検索</div> <p style="font-size: small;">現行法令・廃止法令あるしは現行法令・廃止法令・法律案を同時に検索する索引</p>
メンテナンス情報		
・【2004/6/7(月)更新】平成16年6月7日よりインターネット公開を開始しました。		
リンク		
<a href="#">「国会会議録」（国立国会図書館）</a>	第1回国会（昭和22年5月）からの国会会議録情報を検索することができます。	
<a href="#">「議会官庁資料室」（国立国会図書館）</a>	議会官庁資料室で所蔵する国内外の議会資料、官報、法令集、官庁資料、国際機関資料などの概要を紹介します。また、これらの資料に掲載される情報がインターネット上で入手できる場合にはリンクも提供しています。	

### データベースへの入り方：

国立国会図書館ホームページ（<http://www.ndl.go.jp>）から、「日本の国会・世界の議会」→「日本法令索引」をクリックすると、トップ画面（上図）が表示されます。「日本法令索引」データベースのURLは次のとおりです。

<http://hourei.ndl.go.jp>

# 月例報告

## おもな人事

人事院事務官兼国立国会図書館司書

内藤 克江

国立国会図書館司書の兼任を解く

財務事務官兼国立国会図書館司書

檜山 邦雄

国立国会図書館司書の兼任を解く

以上平成十六年三月三十一日付け

内閣法制局事務官 中野 實

国立国会図書館支部内閣法制局図書館長を免ずる

内閣法制局事務官 山田 雅夫

国立国会図書館支部内閣法制局図書館長を命ずる

外務事務官 武井 啓次

国立国会図書館支部外務省図書館長を免ずる

外務事務官 松海 潔

国立国会図書館支部外務省図書館長を命ずる

経済産業事務官 内田 進

国立国会図書館支部特許庁図書館長を免ずる

経済産業事務官 鈴木 良吉

国立国会図書館支部特許庁図書館長を命ずる

人事院事務官 宇津野 元

国立国会図書館司書に兼ねて任命する

環境事務官 三上 春昭

国立国会図書館司書に兼ねて任命する

内閣法制局事務官兼国立国会図書館司書

久米恵美子

国立国会図書館司書の兼任を解く

国立国会図書館司書の兼任を解く	内閣法制局事務官	坪井 正道
国立国会図書館司書に兼ねて任命する	国立国会図書館司書に兼ねて任命する	財務事務官 加藤 光代
総務部支部図書館課勤務を命ずる	農林水産事務官兼国立国会図書館司書	長松 佳孝
国立国会図書館司書の兼任を解く	国立国会図書館司書に兼ねて任命する	海上保安官兼国立国会図書館司書
国立国会図書館司書の兼任を解く	農林水産技官 太田 治郎	佐藤 年二
国立国会図書館司書に兼ねて任命する	環境事務官兼国立国会図書館司書	松澤 和弘
国立国会図書館司書の兼任を解く	国立国会図書館司書の兼任を解く	坂下 和恵

環境事務官 三上 春昭  
 国立国会図書館司書に兼ねて任命する  
 総務部支部図書館課勤務を命ずる  
 以上平成十六年四月一日付け

——元職員に対する叙位——  
 元職員に対し左記のとおり叙位があった

記 (元参事) 秋本 春夫

從七位に叙する  
 平成十六年四月五日付け

——元職員に対する叙位および叙勲——  
 元職員に対し左記のとおり叙位および叙勲があった

記 (元参事) 中根 嘉男

正五位に叙する  
 瑞宝双光章を授ける

平成十六年四月十七日付け

——職員の退職——  
 (退職時部局)

司書 林田 文雄

平成十六年四月三十日付け

## 夏休み子ども向け催物のご案内

# 1枚の紙から ミニ絵本作り



昨年度の様子

国際子ども図書館では、子どもと本の出会いの場を提供するために様々な活動を行っています。

子どもたちに本に対する理解を深めてもらうため、今年も夏休み期間に合わせて、下記の催物を開催します。



**日時** 7月31日(土)・8月1日(日)

各日 ①10:00 ②13:00 計4回(各回1時間程度)



**場所** 国際子ども図書館 4階ワークルーム



**内容** 本の歴史や本のつくりなどの紹介  
1枚の紙から絵本作り体験



**参加方法** 各回 15人程度 (先着順・小学生以上対象)

直接来館: 1階「子どものへや」カウンターにて受付。

E-Mail: 詳細はホームページをご覧ください。

<http://www.kodomo.go.jp/>

往復葉書: 下記項目をお書きの上、申込み先にお送り下さい。

1. 希望する日時
  2. 名前
  3. 学年
  4. 住所
  5. 電話番号
- 7月20日(火)の消印有効です。

### お知らせ

7月31日(土)・8月1日(日)は上記の催物開催のため「子どものためのおはなし会」は、4歳以上を対象とした15:00からの会のみとなります。

お申込み先  
お問い合わせ先

〒110-0007 東京都台東区上野公園12-49  
国際子ども図書館 児童サービス課  
電話: 03-3827-2053



## What's 書誌調整?

### 第8回 資料の背番号

今回は標準番号をとりあげる。ここでいう標準番号とは、資料を一意に識別できる番号のことである。

世の中には膨大な資料が存在するが資料に固有の番号があれば、著者、タイトル、出版国、出版者、言語・内容にかかわらず資料の特定がきわめて容易になる。おもな標準番号としては、図書を識別するための「ISBN」、逐次刊行物を識別するための「ISSN」「CODEN」などがある。このうちISSNは当館内にあるISSN日本センターが、日本の事務局として付与・登録の作業を行っている。以下、ISSNを中心に標準番号について説明したい。

ISSNは「International Standard Serial Number」の略称で、「国際標準逐次刊行物番号」が日本語名である。ISSNは「4桁-4桁」で表される8桁の数字からなり（例：0386-992X 最後の桁はチェック用のため「X」となる場合がある）、タイトルごとに固有の番号で、タイトルが変われば新しいISSNが必要となる。また、媒体ごとに付与するため、内容が同じでも印刷物とCD-ROM、オンラインジャーナルはそれぞれ異なるISSNを持つ。ISSNの登録の際には、キ・タイトルというISSNと1対1で結びつくタイトルが定められる。すでに同名の逐次刊行物が存在する場合には、識別するための情報を付加して、同名異誌との区別を行っている。

<例1>		<例2>	
タイトル	言語と文化	タイトル	言語と文化
出版者	東北大学言語文化部	出版者	大阪府立大学
ISSN	0919-8385	ISSN	1347-8966
キ・タイトル	Gengo to bunka (Sendai.1993)	キ・タイトル	Gengo to bunka (Sakai)

なお、日本国内においては商業出版物の流通に使用されている番号として「共通雑誌コード」がある。このため日本では、商業出版物には共通雑誌コード、学術雑誌のうち商業出版の流通ルートにのらないものにはISSNという棲み分けができています。

CODENはおもに自然科学系の雑誌に付与され、英数字5～6桁からなる誌名識別のためのコードである。（例：KCSIE6）このコードは、米国材料試験協会が定め、現在CAS（Chemical Abstracts Service）内にあるInternational CODEN Serviceが割り当てを行っている。

ISBNは「International Standard Book Number」の略称で、「国際標準図書番号」と呼ばれ、日本では日本図書コード管理センターが登録等の業務を行っている。ISBNは10桁の数字で構成され、グループ記号（国・地域などを指す）、出版者記号、出版者が与える書名記号、チェック用数字からなる。（例：4-87582-586-2）

標準番号の付与は資料の内容に中立であり、番号の登録によってその資料に何らかの価値が加わるということはない。しかし、書誌調整という観点から見れば、標準番号は資料を容易に特定できるという大きな利点を持っている。そのため目録規則では、ISSNとISBN等を書誌レコードに含めるように定めている。一意性・中立性の反面、著者やタイトルとは異なり、誤記・誤入力の設定が困難であるが、これを補うためにチェック用数字等の工夫がなされている。（書誌部逐次刊行物課 栗林 美保子<sup>くりばやし みほこ</sup>）

## 国際子ども図書館

〒110-0007 東京都台東区上野公園12-49

電話 03 (3827) 2053

ホームページ <http://www.kodomo.go.jp/>

国際子ども図書館は、国立国会図書館の支部図書館として内外の児童書とその関連資料に関する図書館サービスを国際的な連携のもとに行います。

### 館内利用サービス

**利用できる人** 誰でも利用できます（ただし資料室は18歳以上）。

**資料の利用** 館内利用のみ。館外への帯出はできません。

**サービス時間** 9:30～17:00

**休館日** 月曜日、国民の祝日・休日（5月5日こどもの日は除く）、年末年始（12月28日～1月4日）、資料整理休館日（毎月第3水曜日）

**休室日** 休館日以外に次の日が休室となります。

2階第1・2資料室：日曜日

3階本のミュージアム：展示会準備期間

## 支部東洋文庫

〒113-0021 東京都文京区本駒込2-28-21

電話 03 (3942) 0122（代表）

東洋学の発展を目的とする専門図書館。

アジア全般にわたる資料・研究書を所蔵しています。

---

国立国会図書館月報

平成16年6月号（No.519）

発行所	国立国会図書館	平成16年6月20日発行	定価231円 (税込、送料別)
編集 責任者	塚本 孝	印刷所 発売元	有隣堂印刷株式会社
〒100-8924	東京都千代田区永田町一丁目10番1号 電話 03 (3581) 2331 (代表) FAX 03 (3597) 5617 E-mail <a href="mailto:geppo@ndl.go.jp">geppo@ndl.go.jp</a>	〒140-0004	東京都品川区南品川六丁目2番10号 電話 03 (5479) 8721 (代表) FAX 03 (5479) 8720 E-mail <a href="mailto:cap15650@pop01.odn.ne.jp">cap15650@pop01.odn.ne.jp</a>

---

本誌に掲載した論文等のうち意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りいたします。

本誌に掲載された記事を全文または長文にわたり抜きすいて転載される場合には、事前に当館総務部総務課に連絡してください。

表紙 中性紙使用  
本文 中性再生紙使用

NATIONAL DIET LIBRARY MONTHLY BULLETIN

No. 519 June 2004

CONTENTS

Schramm, Albert. <i>Der Bilderschmuck der Fruhdrucke</i> (Random notes on rare books, 436)	
National Diet Library Digital Library	
Medium Term Plan for 2004 .....	1
Digital Preservation at the Koninklijke Bibliotheek .....	6
Books not commercially available .....	12
NDL news .....	13
Publications from NDL .....	13
Use rate of acid-free paper reaches 90%!: Result of the 17 <sup>th</sup> pH test on newly-acquired materials ...Preservation Division, Acquisitions Department .....	14
Report of the 16 <sup>th</sup> forum on preservation: Disaster and information networks - building networks in Japan to share information on disaster-affected materials .....	20
Outline of training programs for librarians .....	22
Miscellaneous impressions of the training .....	27
Tidbits of information on NDL .....	28
Announcement of regular exhibition .....	28
<Announcement>	
Publications of the Research and Legislative Reference Bureau open to the public .....	29
Temporary closing of the Tokyo Main Library .....	29
Index of Japanese Laws and Regulations Database now available on the NDL website .....	31
Monthly official report .....	32
International Library of Children's Literature page .....	33
What's bibliographic control? (8)	
"Uniform number" of materials .....	34

NATIONAL DIET LIBRARY

Tokyo